

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番地4
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長 大 西 新 二

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月24日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第13期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 当社取締役及び当社の従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nextgen.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、金融緩和をはじめとする経済対策等の期待感から、今後さらに景気回復が本格化することが期待されておりますが、アメリカの財政問題による金融不安や、欧州・中国経済の低迷、新興国経済の成長鈍化など依然として先行き不透明な状況で推移しました。

通信サービス事業分野においては、スマートフォンやタブレットの普及とクラウドサービスの利用拡大などITの利用形態の変化に伴い、高速通信規格となるLTE (Long Term Evolution) のサービスも普及拡大していることから、市場は堅調に推移いたしました。

一方で、サイバー攻撃等の不正アクセスによる情報漏洩問題が社会問題となってきたことから、セキュリティ対策が急務となっております。

こうした状況の下、当社では大手通信事業者をターゲットとしたコンサルティング、開発、製品提供、技術支援、構築工事、物販、サポート等が一体となった通信システム・ソリューションの提案を行ってまいりました。

#### [通信システム・ソリューション]

通信システム・ソリューションにおいては、大手通信事業者向けの自動応答システムの開発・構築案件を受注し、当事業年度に構築作業が完了、当社製品の販売等で売上に大きく貢献しました。次年度以降も機能拡張していく重要な大型プロジェクトとなっております。

また、大規模なコールセンター向けソリューションの構築についても、引き続き拡大導入してまいりました。当事業年度においては日本国内拠点の更改のみならず海外拠点向けの構築も手掛けたことによって、売上に貢献いたしました。

保守サポートについても、新規契約の獲得、継続案件の確実な更改により堅調に推移いたしました。

上記のような大型システム構築等の貢献もありましたが、当初年内獲得を目指していた案件が一部受注できなかったこともあり、ライセンス製品の販売が減少したことから、通信システム・ソリューション分野における売上高は1,748,902千円（前年同期比6.1%の減少）となりました。

#### [セキュリティ・ソリューション]

セキュリティ・ソリューションにおいては、ネットワークセキュリティの構築とサポートを行ってまいりました。

急速に進む企業電話のIP化の一方で、「なりすまし」や「乗っ取り」に代表される外部からの不正アクセスによる情報漏洩被害が拡大しており、セキュリティ対策の重要性が高まっております。

当社では、モバイルデータ通信網向けのセキュリティ診断を受注する等、従来のSIP/VoIPの市場以外にもビジネスを積極的に拡大し、売上に寄与することとなりました。

これらの取り組みの結果、セキュリティ・ソリューション分野の売上高は192,014千円（前年同期比22.5%の増加）となりました。

#### [クラウド&スマートフォン・ソリューション]

大手通信事業者の通信サービスを採用している、複数の企業向けに当社の「U<sup>3</sup> Voice（ユーキューブ ボイス）クラウドPBXタイプ」が採用され、サービスが開始されました。

また、近年企業で導入されている通話録音については、クレーム対策、コンプライアンス強化からコールセンター等での活用へと拡大しております。当事業年度においては、NTTドコモが法人向けに提供する通話録音サービスに対応した録音管理システム「VoIS(ヴォイス)」の販売を開始いたしました。今後は音声技術を基軸にしたソリューションサービスの拡大を図ってまいります。

これらの取り組みの結果、クラウド&スマートフォン・ソリューション分野の売上高は121,074千円（前年同期比31.0%の増加）となりました。

以上3分野の取り組みの結果、当事業年度における当社の業績につきましては、売上高2,061,992千円（前年同期比2.4%の減少）となりました。

利益面につきましては、プロジェクトにかかるコストの低減や、固定費の圧縮により売上総利益は794,459千円（前年同期比9.0%の増加）と、前年同

期より改善いたしました。

一方で、売上獲得のための稼働が一部事業年度内に受注に繋がらなかったこと等により、販売管理費が増大し営業利益は44,071千円(前年同期比50.3%の減少)となりました。また経常利益は34,911千円(前年同期比58.1%の減少)、当期純利益は38,767千円(前年同期比53.8%の減少)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、241,055千円で、これは主に保守・サポート用設備の取得及び販売用ソフトウェアライセンス取得のための投資であります。

③ 資金調達の状況

経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 10 期<br>(平成22年12月期) | 第 11 期<br>(平成23年12月期) | 第 12 期<br>(平成24年12月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(平成25年12月期) |
|------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                           | 1,933,254             | 1,950,824             | 2,112,113             | 2,061,992                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)                  | △43,070               | 69,232                | 83,956                | 38,767                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円) | △2,546.32             | 3,576.85              | 4,326.30              | 19.86                            |
| 総 資 産 (千円)                                           | 1,415,240             | 1,760,800             | 1,793,350             | 1,936,135                        |
| 純 資 産 (千円)                                           | 887,158               | 957,441               | 1,043,102             | 1,084,620                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)                                 | 45,893.06             | 49,452.04             | 53,495.19             | 553.83                           |

(注) 当社は平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

当社は子会社を有しておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社の主要事業である通信サービス分野においては、通信事業者をはじめとする各種サービス事業者間での価格競争や商品及びサービスの差別化競争が厳しさを増す一方、各社の製品開発や技術革新に向けた取り組みは、一層加速しています。こうした中、当社が創業以来培ってきたSIP/VoIP技術への注目も高まりつつあり、今後に向け当社の事業機会は拡大していくものと認識しております。

このような状況のもと、当社が今後対処すべき課題は以下のとおりです。

### ① 事業領域の拡大

当社の売上の大半は、通信事業者向けの高度なSIP/VoIPソリューション販売によってもたらされており、当社の継続的な成長の中心的役割を担うものと見込んでおります。

しかしながら、今後の事業拡大のためには、成長著しいスマートフォン市場におけるクラウドサービスや通信業界における重要性が年々増しているセキュリティ事業のさらなる飛躍と、法人向けに展開する製品ラインナップの拡充が不可欠であると認識しております。

当社の長年培った技術力をもとにサービス提供体制の一層の充実を図り、既存及び新規パートナー企業との連携はもとより、事業買収や事業譲渡も視野に入れて新規製品ラインナップや販売チャネルの拡大に努めて参ります。

### ② 新製品の開発

スマートフォン市場やクラウドコンピューティングの発展に伴い、それらの変化に対応した新しいサービスや新製品の提供が急務となっております。付加価値機能の追加など、既存製品を充実させるとともに、幅広い環境で活用できる新製品の開発を推し進めてゆくことが、重要な課題であります。

さらに、国内外の販売パートナーやソリューションパートナーとの連携強化により、様々な需要に対応が可能なソリューションやサービスの拡充を進めてまいります。

### ③ 収益力の向上

当社事業における売上規模の拡大とコストの適正化による利益率の向上は、今後の業績改善のための重要な課題であると認識しております。

受注拡大に向け、国内外の販売パートナーやソリューションパートナーとの連携を強化し、効率的な販路拡大を目指してまいります。また、年々多様化する傾向のある顧客需要に備え、あらゆるシーンで対応可能なソリューション・サービスの改善、開発を進め、当社が技術的優位性を発揮できる市場に注力いたします。

利益率向上に向けては、当社の既存技術やソフトウェア製品を有効活用したソリューション販売を強化し、利益率の高いライセンスビジネスを確立するとともに、経営管理体制の強化に努め、継続的なコストの見直しと組織体制や事業活動の効率化を推し進めてまいります。

#### ④ 品質向上に向けた活動

当社の主要事業である通信事業者向けソフトウェア開発においては、通信事業者の厳しいサービス運用基準への適合が要求されるため、品質の確保は当社にとって重要な課題であると認識しております。

当社では、より高いレベルでの品質確保のため、専任の品質管理担当を設け、製品出荷時に独立かつ客観的な立場から出荷可否の判定を行う「出荷判定会議」を実施し、品質の担保に努めております。また、品質に係るレポートを全社レベルで共有する活動を品質管理担当を中心に実施するなど、具体的な行動計画を策定しております。

また、製品品質にとどまらず、顧客対応や管理業務等も含めた業務品質向上を全社的なテーマとしており、部門横断での取り組みを実施する等、より一層の品質向上に向けた活動を全社を挙げて継続的に実施してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

当社の事業は、通信技術に関するソリューション提供を行う単一セグメントとなっており、「通信システム・ソリューション」「セキュリティ・ソリューション」「クラウド&スマートフォン・ソリューション」の3分野を事業の柱にしています。

##### ・通信システム・ソリューション

大手通信事業者向けのSIP/VoIPソリューションの提供及び保守・サポート業務を行っております。

##### ・セキュリティ・ソリューション

SIP/VoIPを中心としたセキュリティに関連するソリューションを取り扱い、自社セキュリティ製品の販売、セキュリティ診断サービスを行っております。その対象は大手通信事業者から一般企業までとなっております。また、海外展開も含め販路拡大に向けた取り組みを実施しております。

##### ・クラウド&スマートフォン・ソリューション

スマートフォンやタブレット端末対応の通信サービスや、クラウドを利用した付加価値サービスを行っております。その対象は主に一般企業ですが、通信事業者向けのスマートフォン&クラウドサービスを含みます。その他には企業向け当社製品であるSIPサーバー「NX-E1000」の販売、サービスを行っております。

当社の主たる製品は以下のとおりです。

- ・セッション・ボーダー・コントローラー (SBC) 「NX-B5000」
- ・ハイブリッドIMSシステム「NXI」
- ・通信事業者向け大規模SIPサーバー「NX-C1000」
- ・SIP脆弱性攻撃防御サーバー「NX-C6000」等
- ・通信事業者ネットワーク監視システム「NX-C7000」
- ・大規模通話録音・傍受サーバー「NX-C3000」
- ・M2M (Machine to Machine) 接続サーバー「NX-M1000」
- ・第三者呼制御サーバー「NX-C2000」 「NX-C2100」
- ・企業向けSIPサーバー「NX-E1000」 「NX-E1010」等

(6) 主要な営業所 (平成25年12月31日現在)

本社 東京都千代田区麴町三丁目3番地4  
西日本営業所 大阪府大阪市中央区平野町三丁目3番10号

(7) 使用人の状況 (平成25年12月31日現在)

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 82 (13) 名 | 8名増 (1名増) | 40.8歳 | 5.3年   |

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 122,260千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 100,000千円 |
| 株式会社八千代銀行    | 100,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（平成25年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,958,400株
- (3) 株主数 1,094名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名           | 持 株 数(株) | 持 株 比 率(%) |
|-----------------|----------|------------|
| サ ク サ 株 式 会 社   | 550,000  | 28.08      |
| 日商エレクトロニクス株式会社  | 379,600  | 19.38      |
| ネクストジェン従業員持株会   | 86,100   | 4.39       |
| 松 井 証 券 株 式 会 社 | 86,000   | 4.39       |
| 大 西 新 二         | 61,100   | 3.11       |
| 野 村 証 券 株 式 会 社 | 51,000   | 2.60       |
| カブドットコム証券株式会社   | 29,600   | 1.51       |
| 柏 木 宏 之         | 26,900   | 1.37       |
| 王 軍             | 20,200   | 1.03       |
| 植 山 良 明         | 19,000   | 0.97       |

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成25年7月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年12月31日現在）

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------|--|--|---|------|--|----------|--|--|---|---------|--|-------|----|
| 発行決議日                  | 平成18年4月27日                                                                                                                                                                                                                                                                         |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 新株予約権の数                | 124個                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 12,400株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                                                                                |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>98,000円<br>(1株当たり 980円)                                                                                                                                                                                                                                              |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 権利行使期間                 | 平成18年4月28日から<br>平成28年4月27日まで                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | <table> <tr> <td>取締役<br/>(社外取締役を除く)</td> <td>新株予約権の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>:</td> <td>124個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目的となる株式数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>:</td> <td>12,400株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保有者数:</td> <td>1人</td> </tr> </table> | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 |  |  | : | 124個 |  | 目的となる株式数 |  |  | : | 12,400株 |  | 保有者数: | 1人 |
| 取締役<br>(社外取締役を除く)      | 新株予約権の数                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
|                        | :                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 124個              |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
|                        | 目的となる株式数                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
|                        | :                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 12,400株           |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |
|                        | 保有者数:                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1人                |         |  |  |   |      |  |          |  |  |   |         |  |       |    |

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|----------|------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 大西新二 |                                                          |
| 取締役      | 柏木宏之 |                                                          |
| 取締役      | 景山薫  |                                                          |
| 取締役      | 牧野昌彦 | サクサ株式会社 執行役員SI事業統括本部長                                    |
| 常勤監査役    | 飛田和男 |                                                          |
| 監査役      | 出澤秀二 | 出澤総合法律事務所 代表弁護士<br>ビジョン株式会社 監査役<br>株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役 |
| 監査役      | 金克能  |                                                          |

- (注) 1. 取締役牧野昌彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役飛田和男氏及び出澤秀二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役飛田和男氏は、長年にわたり、他社において財務経理部門の責任者の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役飛田和男氏及び出澤秀二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|--------------|
| 取締役      | 金克能  |              |
| 監査役      | 天田貴之 |              |

- (注) 金克能氏は平成25年3月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外取締役を退任し、また同定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。天田貴之氏は平成25年3月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任いたしました。なお当該取締役及び監査役の退任時の担当及び重要な兼職はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 45,797千円<br>(900千円)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 15,630千円<br>(12,930千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(4名) | 61,427千円<br>(13,830千円) |

- (注) 1. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度末の監査役の数3名であります。上記の監査役の数と相違しておりますのは、平成25年3月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでいるためであります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役牧野昌彦氏は、サクサ株式会社の執行役員SI事業統括本部長を兼任しております。なお、サクサ株式会社は当社のその他の関係会社かつ主要株主であり、当社との間に製品販売及び開発業務委託等の取引関係があります。
  - 監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表弁護士、ピジョン株式会社及び株式会社ファンコミュニケーションズの監査役を兼任しております。なお、当社と出澤総合法律事務所、ピジョン株式会社及び株式会社ファンコミュニケーションズとの間に取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 牧 野 昌 彦 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。主に通信事業分野における豊富な経験と知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                           |
| 監査役 飛 田 和 男 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会12回すべてに出席いたしました。主に他社の財務経理責任者としての財務経理に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、良質なコーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 出 澤 秀 二 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会12回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての法務に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。                |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 親会社または子会社からの報酬等の総額

当社は親会社または子会社を有しておりません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
- ② 取締役の職務執行については、毎月一回以上開催される取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- ③ 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- ④ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、全社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ⑤ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告できる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査役会に報告され、全社に周知することとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

毎月定期的に各組織の管理者より、各組織の事業活動状況を報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに、代表取締役社長、常勤取締役及び関係組織長にて構成される経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制または財政状況等の当社事業に係るリスクについての管理体制を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長または管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小限に止めるための管理体制を構築する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、毎月一回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

また、迅速な経営意思決定プロセスと適切な業務執行を図るため、原則毎週一回開催される経営会議により取締役会を補完する。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役と監査役の間で協議の上、決定することとする。

**(6) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査役が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査役会の同意をもって決定することとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会をはじめ社内の重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、必要に応じた対応策等について、取締役会にて報告・協議することとする。

監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は代表取締役と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査役が監査に必要と判断した社内の重要文書及びその他の資料、情報入手、閲覧することができる体制を構築する。

監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。



## (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図るとともに、役職員行動規範マニュアルに明文化して社内の周知徹底を図る。

また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、配当による株主に対する利益還元を検討することを基本方針としております。

なお当期の配当につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しいことから、将来の事業展開と財務体質強化のため、無配とさせていただきます。

今後とも財務体質及び経営基盤の健全化を図り、ご期待に沿うべく業績の向上と早期の配当を目指してまいります。

なお当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 9. その他

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部           |           |
| 流 動 資 産     | 1,446,202 | 流 動 負 債           | 528,909   |
| 現金及び預金      | 646,064   | 買 掛 金             | 195,923   |
| 売 掛 金       | 650,908   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 210,296   |
| 仕 掛 品       | 39        | リ ー ス 債 務         | 156       |
| 原 材 料       | 77,283    | 未 払 金             | 11,502    |
| 前 払 費 用     | 47,880    | 未 払 費 用           | 15,861    |
| 繰延税金資産      | 23,955    | 未払法人税等            | 4,880     |
| そ の 他       | 1,473     | 未払消費税等            | 19,298    |
| 貸倒引当金       | △1,403    | 前 受 金             | 44,852    |
| 固 定 資 産     | 489,933   | 預 り 金             | 6,932     |
| 有 形 固 定 資 産 | 48,538    | 製 品 保 証 引 当 金     | 400       |
| 建 物         | 7,703     | 契 約 損 失 引 当 金     | 18,803    |
| 工具、器具及び備品   | 40,834    | 固 定 負 債           | 322,605   |
| 無 形 固 定 資 産 | 398,399   | 長 期 借 入 金         | 314,604   |
| ソフトウェア      | 303,427   | 資 産 除 去 債 務       | 8,001     |
| ソフトウェア仮勘定   | 94,971    | 負 債 合 計           | 851,515   |
| 投資その他の資産    | 42,995    | 純 資 産 の 部         |           |
| 差入保証金       | 39,581    | 株 主 資 本           | 1,084,620 |
| 繰延税金資産      | 3,403     | 資 本 金             | 490,623   |
| そ の 他       | 10        | 資 本 剰 余 金         | 440,623   |
| 資 産 合 計     | 1,936,135 | 資 本 準 備 金         | 440,623   |
|             |           | 利 益 剰 余 金         | 153,374   |
|             |           | 利 益 準 備 金         | 490       |
|             |           | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 152,884   |
|             |           | 繰越利益剰余金           | 152,884   |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 1,084,620 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 1,936,135 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,061,992 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,267,532 |
| 売 上 総 利 益               |        | 794,459   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 750,388   |
| 営 業 利 益                 |        | 44,071    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 112    |           |
| そ の 他                   | 50     | 163       |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 6,068  |           |
| 為 替 差 損                 | 3,254  | 9,322     |
| 経 常 利 益                 |        | 34,911    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 12,640 | 12,640    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 1,133  | 1,133     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 46,418    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,125  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 5,524  | 7,650     |
| 当 期 純 利 益               |        | 38,767    |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成25年1月1日から）  
（平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

|             | 株 主 資 本 |           |              |               |                |              |           | 純 資 産 計   |
|-------------|---------|-----------|--------------|---------------|----------------|--------------|-----------|-----------|
|             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金     |                |              | 株 主 資 本 計 |           |
|             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金         | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |           |           |
|             |         |           |              | 繰越利益<br>剰 余 金 |                |              |           |           |
| 当事業年度の期首残高  | 489,248 | 439,248   | 439,248      | 490           | 114,116        | 114,606      | 1,043,102 | 1,043,102 |
| 事業年度中の変動額   |         |           |              |               |                |              |           |           |
| 新 株 の 発 行   | 1,375   | 1,375     | 1,375        | —             | —              | —            | 2,750     | 2,750     |
| 当 期 純 利 益   | —       | —         | —            | —             | 38,767         | 38,767       | 38,767    | 38,767    |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,375   | 1,375     | 1,375        | —             | 38,767         | 38,767       | 41,517    | 41,517    |
| 当事業年度の期末残高  | 490,623 | 440,623   | 440,623      | 490           | 152,884        | 153,374      | 1,084,620 | 1,084,620 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェアについては見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間(3年)に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用としております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上することとしております。

(追加情報)

当事業年度においては、賞与支給額が確定しているため、賞与金を未払金に計上しており、その金額は、2,650千円であります。

##### (3) 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

##### (4) 契約損失引当金

契約に基づく損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失に対して引当計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）を採用し、その他の契約については工事完成基準を採用しております。

#### 6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 貸借対照表に関する注記

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 192,612千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権            | 209,967千円 |
| 短期金銭債務            | 35,724千円  |

### 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引       |           |
| 売上高        | 468,504千円 |
| その他の営業取引高  | 160,967千円 |
| 営業取引以外の取引高 | －千円       |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当 事 業 年 度<br>増 加<br>(株) | 当 事 業 年 度<br>減 少<br>(株) | 当 事 業 年 度 末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 発行済株式 |                       |                         |                         |                           |
| 普通株式  | 19,499                | 1,938,901               | —                       | 1,958,400                 |
| 自己株式  |                       |                         |                         |                           |
| 普通株式  | —                     | —                       | —                       | —                         |

(普通株式の発行済株式の総数の増加の内訳)

|            |         |            |
|------------|---------|------------|
| 平成25年7月1日  | 株式分割    | 1,930,401株 |
| 平成25年9月9日  | 新株予約権行使 | 5,000株     |
| 平成25年12月5日 | 新株予約権行使 | 3,500株     |

#### 2. 新株予約権等に関する事項（平成25年12月31日現在）

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,600株

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）      |           |
| たな卸資産評価損        | 5,886千円   |
| 未払事業税           | 1,178千円   |
| 未払賞与（法定福利費を含む）  | 1,141千円   |
| 契約損失引当金         | 7,147千円   |
| 繰越欠損金           | 13,802千円  |
| その他             | 685千円     |
| 繰延税金資産（流動）小計    | 29,842千円  |
| 評価性引当額          | △5,886千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計    | 23,955千円  |
| 繰延税金資産（固定）      |           |
| 減価償却費           | 6,000千円   |
| 繰越欠損金           | 38,586千円  |
| 資産除去債務          | 2,851千円   |
| 繰延税金資産（固定）小計    | 47,439千円  |
| 評価性引当額          | △43,036千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計    | 4,403千円   |
| 繰延税金負債（固定）      |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 998千円     |
| 繰延税金負債（固定）合計    | 998千円     |

（注）貸借対照表に表示される繰延税金資産の純額は、次のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| 繰延税金資産（流動） | 23,955千円 |
| 繰延税金資産（固定） | 3,403千円  |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金を中心に行い、資金調達は金融機関等からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、当該企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については与信管理規程に従い、財務経理担当者が取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各部門が主要な取引先の状況を随時モニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握等により信用リスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

|     |                   | 貸借対照表計上額<br>※ | 時 価<br>※    | 差 額     |
|-----|-------------------|---------------|-------------|---------|
| (1) | 現金及び預金            | 646,064千円     | 646,064千円   | —       |
| (2) | 売掛金               | 650,908千円     | 650,908千円   | —       |
| (3) | 買掛金               | (195,923千円)   | (195,923千円) | —       |
| (4) | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | (210,296千円)   | (210,294千円) | (△1千円)  |
| (5) | 未払金               | (11,502千円)    | (11,502千円)  | —       |
| (6) | 長期借入金             | (314,604千円)   | (314,725千円) | (121千円) |

※ 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分        | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 差入保証金 (※) | 39,581千円 |

(※) 賃貸期間の延長可能な契約に係る敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        |           |
|--------|-----------|
|        | 1年以内      |
| 現金及び預金 | 646,064千円 |
| 売掛金    | 650,908千円 |

### 4. 長期借入金及びリース債務等の有利子負債の決算日後の返済予定額

|                   | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 長期借入金             | —         | 161,960千円   | 132,668千円   | 10,008千円    | 9,968千円     |
| 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 210,296千円 | —           | —           | —           | —           |
| リース債務             | 156千円     | —           | —           | —           | —           |

※リース債務は、重要性が乏しいため、時価開示の対象としておりません。

### 有価証券に関する注記

1. その他有価証券  
該当事項はありません。
2. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。
3. 売却したその他有価証券

| 種類 | 売却額      | 売却益の合計額  | 売却損の合計額 |
|----|----------|----------|---------|
| 株式 | 23,549千円 | 12,640千円 | —       |

### 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

| 種類               | 会社等の名称             | 所在地             | 資本金は<br>又出資金<br>(百万円) | 事業の内容                                                                               | 議決権等<br>の所有<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容                      | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|------------------|--------------------|-----------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------|----------------------------|--------------|------|--------------|
| その他の<br>関係<br>会社 | サクサ株式会社            | 東京都<br>港区       | 10,700                | 情報通信<br>システムの<br>機器及び<br>部品の<br>開発、製造<br>及び販売<br>並びにこ<br>れらに付<br>帯するサ<br>ービスの<br>提供 | (被所有)<br>直接<br>28.0      | 販売パートナー<br>開発委託先 | ソフトウェア<br>の販売及び保<br>守サポート等 | 468,504      | 売掛金  | 209,645      |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  | ソフトウェア<br>の開発委託等           | 160,947      | 前受金  | 8,917        |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  | 事務用消耗品<br>等の購入             | 20           | 買掛金  | 26,807       |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  |                            | 前払費用         | 322  |              |
| 主要<br>株主         | 日商エレクトロ<br>ニクス株式会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,336                | ITソリュ<br>ーション・<br>サービス<br>事業                                                        | (被所有)<br>直接<br>19.3      | 販売パートナー          | ソフトウェア<br>の販売及び保<br>守サポート等 | 307,729      | 売掛金  | 74,578       |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  | ネットワーク<br>機器の仕入<br>外注委託費   | 22,387       | 前受金  | 13,391       |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  | 事務用消耗品<br>等の購入             | 67,927       | 買掛金  | 15,814       |
|                  |                    |                 |                       |                                                                                     |                          |                  |                            | 21           | 前払費用 | 1,946        |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 553円83銭

1株当たり当期純利益 19円86銭

(注) 当社は平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### ボイスロギング事業の事業譲渡に向けた交渉開始

当社とティアック株式会社（本社：東京都多摩市、代表取締役社長：英 裕治、以下「ティアック」）は、ティアックの保有するボイスロギング事業（以下「V L 事業」）を当社に事業譲渡することに関して、平成26年1月16日付にて基本合意書を締結し、正式な事業譲渡契約の締結に向けた交渉を開始いたしました。

#### ①交渉の目的

譲受側である当社は、通信事業者向けシステム及びSIP/VoIPセキュリティ・ソリューションから一般企業向けクラウド&スマートフォン・サービスまで、音声技術を基軸にしたソリューションとサービスの提供を行っております。その中でもコンプライアンス強化と顧客サービス向上のニーズを背景に、通話録音ソリューションの引き合いが近年増加しており、ティアックのV L 事業を譲受けることにより、当該事業の商品ラインナップ・販売チャネルの拡大による事業基盤の強化が見込めることから本交渉を開始することといたしました。

譲渡側であるティアックのV L 事業は、同社の高品質な録音再生機器技術を生かし、小規模から大規模なコールセンターシステム構築に対応した通話録音システムの開発・販売を行っておりますが、事業の選択と集中を行い、必要な経営資源を集中させるなかで、同事業の事業譲渡を行う交渉を開始することに合意いたしました。

#### ②交渉の内容

ティアックの保有するV L 事業の当社への事業譲渡の具体的な内容及び方法等につきましては、今後両社で協議のうえ、決定いたします。

#### ③譲受事業の経営成績

|     | V L 事業 (a) | 平成25年3月期<br>ティアック連結実績 (b) | 比率 (a/b) |
|-----|------------|---------------------------|----------|
| 売上高 | 365百万円     | 22,236百万円                 | 1.6%     |

#### ④日程

本件事業譲渡の期日については、平成26年3月を目処に今後協議のうえ、決定いたします。

「当事会社の概要」 (平成25年9月30日現在)

|                   |                                                  |            |
|-------------------|--------------------------------------------------|------------|
| (1) 名称            | ティアック株式会社                                        |            |
| (2) 所在地           | 東京都多摩市落合一丁目47番地                                  |            |
| (3) 代表者の役職・氏名     | 代表取締役社長 英 裕治                                     |            |
| (4) 事業内容          | 音響機器、情報機器の製造、販売                                  |            |
| (5) 資本金           | 60億円                                             |            |
| (6) 設立年月日         | 昭和28年8月26日                                       |            |
| (7) 純資産           | 3,087百万円                                         |            |
| (8) 総資産           | 17,683百万円                                        |            |
| (9) 大株主及び持株比率     | Gibson Holdings, Inc. 54.42%<br>オンキヨー株式会社 10.00% |            |
| (10) 上場会社と当該会社の関係 | 資本関係                                             | 該当事項はありません |
|                   | 人的関係                                             | 該当事項はありません |
|                   | 取引関係                                             | 該当事項はありません |
|                   | 関連当事者への該当状況                                      | 該当事項はありません |

その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 隆 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 篠崎 和博 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月20日

|                  |         |
|------------------|---------|
| 株式会社ネクストジェン      | 監査役会    |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 飛田 和男 ㊟ |
| 社外監査役            | 出澤 秀二 ㊟ |
| 監査役              | 金 克能 ㊟  |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、当社取引先との決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第11条、第12条、第44条、第45条ならびに第46条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第14期事業年度は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                               | 変 更 案                                                 |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会                                              | 第3章 株主総会                                              |
| (株主総会の招集)                                             | (株主総会の招集)                                             |
| 第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 | 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 |
| (定時株主総会の基準日)                                          | (定時株主総会の基準日)                                          |
| 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。                  | 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。                   |
| (中略)                                                  | (中略)                                                  |
| 第7章 計算                                                | 第7章 計算                                                |
| (事業年度)                                                | (事業年度)                                                |
| 第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日より12月31日までの1年とする。                 | 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。                |
| (剰余金の配当の基準日)                                          | (剰余金の配当の基準日)                                          |
| 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。                        | 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。                         |
| (中間配当)                                                | (中間配当)                                                |
| 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。     | 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。     |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p><u>第 1 条 第11条 (株主総会の招集) の規定の変更は、平成26年7月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第 2 条 第12条 (定時株主総会の基準日) 及び第45条 (剰余金の配当の基準日) の規定の変更は、平成26年4月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第 3 条 第20条 (取締役の任期) の規定にかかわらず、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第14期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>第 4 条 第41条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第14期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>第 5 条 第44条 (事業年度) の規定にかかわらず、第14期の事業年度は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第 6 条 第 8 章附則は、第14期事業年度に関する定時株主総会后、これを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おおにし しんじ<br>大西新二<br>(昭和41年3月7日生)  | 平成元年4月 日本電信電話株式会社入社<br>平成13年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 担当課長<br>平成14年4月 当社入社 執行役員技術部門長<br>平成17年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>平成23年5月 当社代表取締役社長（現任）                                                                         | 61,100株       |
| 2     | つちや ひろかず<br>土屋博一<br>(昭和39年4月22日生) | 昭和62年4月 株式会社日立製作所入社<br>平成11年9月 ソニー株式会社入社<br>平成17年9月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現ソネットエンタテインメント株式会社）入社<br>平成19年8月 ソニー株式会社入社<br>平成25年2月 当社入社<br>平成25年4月 当社経営企画部部长<br>平成26年1月 当社経営企画部部长兼エンタープライズソリューション事業本部本部長（現任） | 一株            |
| 3     | あまだ たかゆき<br>天田貴之<br>(昭和43年4月17日生) | 平成4年4月 株式会社第一勧業銀行（現みずほ銀行株式会社）入行<br>平成12年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社<br>平成21年8月 株式会社コムユサル入社<br>平成24年4月 当社社外監査役<br>平成24年10月 ディーエイチエル・ジャパン株式会社入社<br>平成25年3月 当社監査役辞任<br>平成25年11月 当社入社<br>平成26年1月 当社管理本部長（現任）         | 一株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4     | まきの まさひこ<br>牧野昌彦<br>(昭和38年2月9日生) | <p>昭和61年4月 株式会社田村電機製作所(現 サクサ株式会社) 入社</p> <p>平成16年4月 同社と株式会社大興電機製作所の共同新設分割により、サクサ株式会社が設立されるのに伴い、同社へ入社</p> <p>平成18年4月 同社経営企画部経営企画担当部長</p> <p>平成19年11月 同社システムソリューション事業部技術本部第1商品開発部長</p> <p>平成21年4月 同社SE本部長</p> <p>平成24年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成24年4月 サクサ株式会社執行役員事業戦略推進本部事業企画部長</p> <p>平成24年5月 サクサシステムエンジニアリング株式会社取締役</p> <p>平成25年4月 サクサ株式会社執行役員SI事業統括本部長(現任)</p> | 一株            |

- (注) 1. 社外取締役候補者牧野昌彦氏は、サクサ株式会社執行役員SI事業統括本部長を兼任しており、当社は同社との間に製品販売取引及び当社から開発・検証関係の業務委託取引があります。  
他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牧野昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牧野昌彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年であります。
4. 牧野昌彦氏を社外取締役候補者とした理由は、サクサ株式会社において通信事業分野における豊富な経験と知見があり、また当社の事業内容を深く理解されていることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断したためであります。
5. 当社と牧野昌彦氏との間で、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 金克能氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| わたなべ としかず<br>渡 辺 俊 一<br>(昭和29年12月21日生) | 昭和52年4月 日本電信電話公社(現 日本電信<br>電話株式会社)入社<br><br>平成9年4月 NTTコミュニケーションウェア株<br>式会社(現 エヌ・ティ・ティ・<br>コムウェア株式会社)入社<br><br>平成13年7月 フュージョン・コミュニケーシ<br>ョンズ株式会社入社<br><br>平成14年4月 当社入社 執行役員営業部長CMO<br><br>平成18年2月 当社 人事・総務グループリーダ<br>ー<br><br>平成20年1月 当社 第一営業本部 本部長<br><br>平成26年1月 当社 営業統括本部 シニアマネ<br>ージャー(現任) | 8,000株               |

(注) 渡辺俊一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| さとう はるき<br>佐藤 東樹<br>(昭和20年1月25日生) | 昭和43年4月 野村證券株式会社入社<br>平成5年12月 株式会社野村総合研究所へ転籍<br>秘書室長兼広報部長<br>平成10年6月 同社取締役<br>平成13年4月 NRIシェアードサービス株式会社<br>代表取締役副社長<br>平成17年6月 アルサコンサルタント事務所<br>代表(現任)<br>平成18年2月 株式会社エグゼクティブ・パー<br>トナーズ理事(現任)<br>平成18年6月 株式会社エイブル監査役<br>平成23年1月 株式会社エイブルリサーチイン<br>ターナショナル取締役<br>平成25年1月 同社顧問(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アルサコンサルタント事務所代表 | 一株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間でコンサルタント契約を締結しております。
2. 佐藤東樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐藤東樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる野村證券株式会社及び株式会社野村総合研究所での職務を通じ、経営に関する豊富な知識を有しているとともに、他社において取締役、監査役、顧問の経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
4. 当社は、佐藤東樹氏が監査役に就任することになる場合、同氏と会社法第427条第1項及び当社の定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|                       |                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                   | 東陽監査法人                                                                                                                                                                                                |
| 事 務 所                 | 主たる事務所 東京都千代田区神田美土代町7番地<br>その他の事務所 大阪、名古屋                                                                                                                                                             |
| 沿 革                   | 昭和46年1月 監査法人日東監査事務所設立<br>昭和56年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称変更。大阪事務所、名古屋事務所を設置<br>平成17年1月 監査法人西村会計事務所と合併<br>平成18年10月 東都監査法人と合併<br>平成23年1月 BDO Internationalとメンバーファーム契約を締結<br>三優監査法人と合併でBDO Japan株式会社を設立 |
| 概 要<br>(平成25年9月30日現在) | 出資金 419百万円<br>構成人員 353人<br>関与上場会社数 75社                                                                                                                                                                |



**第6号議案** 当社取締役及び当社の従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び当社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対する報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において存在する取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件に基づき、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

なお取締役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。その限度額以内の報酬等となります。

また新株予約権の付与対象となる取締役は2名（社外取締役を除く）であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び当社の従業員に業績向上や企業価値を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役及び当社の従業員

3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式55,000株を上限とする。このうち取締役を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は10,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、こ

れを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の数

550個を上限とする。このうち取締役を付与対象とする新株予約権数は100個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

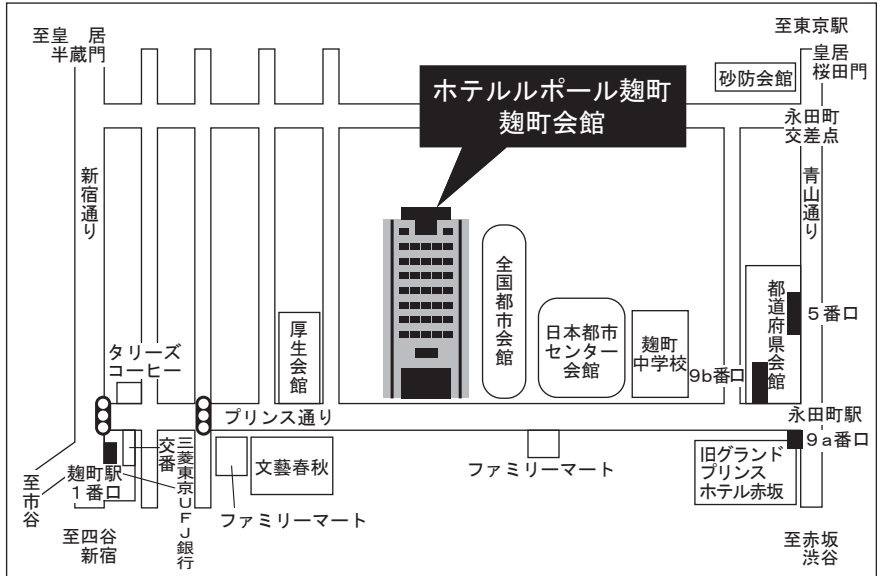
また、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より割当日の翌日から10年を経過する日までの範囲内において当社取締役会が定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
  - ② その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役または従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

# 株主総会会場 ご案内図



ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

☎ : (03) 3265-5365

交通 : 地下鉄 半蔵門線・有楽町線 永田町駅 (5番口) から徒歩6分  
南北線 永田町駅 (9b番口) から徒歩4分  
有楽町線 麹町駅 (1番口) から徒歩4分